

Ⅲ. 保健福祉活動

事務所全体

1. 被災者生活支援チーム活動

(1) 経過・目的

被災者生活支援チームは、平成 23 年 11 月に被災者生活支援が組織的に行われるよう設置された県保健福祉部被災者生活支援調整会議の下部組織として各保健福祉事務所に設置された組織である。

管内における平成 24 年度の状況は、応急仮設住宅における見守り体制も 1 年を経過したことにより定着したほか、各市町の災害公営住宅に関する整備計画も策定され、一部では災害公営住宅建設に着手又は入居募集を開始するなど着実に復興は進んだところである。しかし、被災者の視点から見た場合は、応急仮設住宅等での避難生活が長期化し、災害公営住宅への入居開始など生活再建を実感するには至らず、時間の経過により心の問題やアルコール関連の問題等が顕在化しつつあった。

今後、被災者生活における課題は、時間の経過とともに変化していくことが見込まれることから、引き続き課題の解消に向けて尽力する必要がある。

(2) 取組内容

平成 24 年度における取組については、大別した場合、①要援護者等に適切なサービスが提供されるための市町への支援、②各市町が抱えている課題の把握と情報提供、③管内全体の課題・解決方法の整理及び県保健福祉部被災者生活支援調整会議への提案の三つに区分することができる。

始めに、要援護者等に適切なサービスが提供されるための市町への支援については、応急仮設住宅に居住する住民を対象に石巻市及び東松島市が県と共同で実施する健康調査について、調査の実施方法等について市町と調整するとともに、特に石巻市については、要フォロー者の抽出作業などの支援を行った。また、民間賃貸借上住宅に居住する住民を対象に県が実施する健康調査については、平成 23 年度の調査結果に基づきフォローを行う市町の職員を支援するとともに、平成 24 年度の調査については、市町と役割について調整した。このほか、市町が行う保健コーディネーター情報交換会、仮設住宅サポートセンター打合せ及び心のケアミーティングなどに参画し、専門的な見地から指導・助言を行ったほか、石巻市が実施するゆいっこプロジェクトを始めとする市町が行うリハビリテーション支援事業や食生活支援事業などの健康支援事業に参画するとともに、感染症かわら版を継続発行し、応急仮設住宅等での感染症予防に努めた。

次に、各市町が抱えている課題の把握と情報提供については、担当保健師の負担の増加やエリア毎にバラツキが生じているなどの課題があることから、石巻市のエリアミーティングに参画し助言を行ったほか、石巻市内最大の仮設住宅である開成地区についてもエリアミーティングに参画した。また、被災後 1 年が経過し、高齢者福祉や介護サービスの状況を把握するため、管内市町の地域包括支援センターの運営状況について訪問調査を行うとともに、開設後 1 年を経過したサポートセンターについては、各市町（石巻市については総合支所単位）等から活動状況について調査を行い取りまとめを行った。

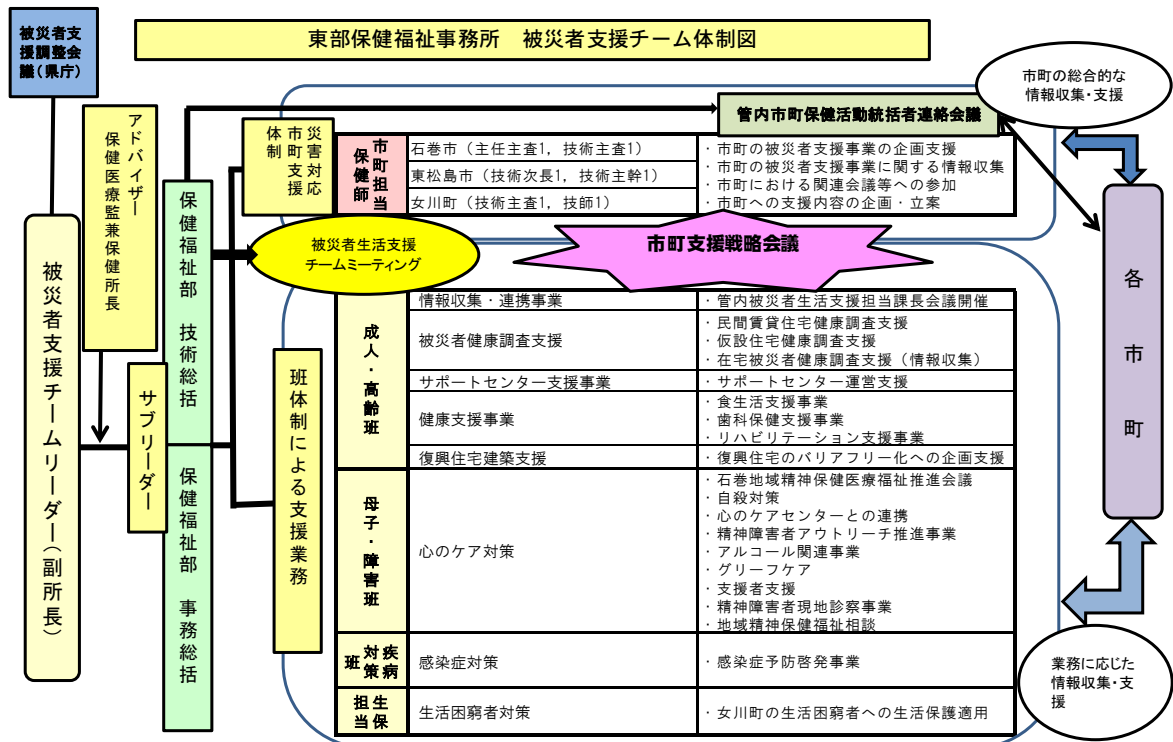
最後に、管内全体の課題・解決方法の整理及び県保健福祉部被災者生活支援調整会議への提案については、管内全体の共通課題である災害公営住宅建設と高齢者・障害者等への生活支援を含めた市町が行う福祉のまちづくりや被災時に施設入所者を抱える施設が相互に連携し給食を提供するためのシステムづくりに係る会議に外部有識者をアドバイザーとして派遣することにより、それぞれの取組の推進を図った。また、県保健福祉部が主催する被災者生活支援調整会議や被災者健康支援会議に出席し管内の状況や所内の取組、県の各種施策に係る市町の意見や要望について説明した。

このほか、所内職員による被災者生活支援チームミーティング（毎週火曜日）や市町の被災者生

活支援担当課長及び統括保健師による打合せ（各年3回）を実施するとともに、応急仮設住宅等向けに平成23年7月からスタートした復興支援ニュースについても継続して発行した。

(3) 今後の方向性・課題

全体の流れとしては、応急仮設住宅の見守りを行う市町のサポートセンター（平成23年度）や被災者の心のケアを担当するみやぎ心のケアセンター石巻地域センターが設置（平成24年4月）されるなど、被災者を支援する体制は構築されたものと思われる。しかし、現在、応急仮設住宅では、被災した家屋の修理や新たに取得した家屋に引っ越しするための転出が見られる状況にあり、新たな持ち家の取得や災害公営住宅へ転居する住民と応急仮設住宅等に居住を続ける住民と加速度的に分岐進行していくハサミ状格差への対応が求められる。今後は、応急仮設住宅で生活する住民、民間賃貸借上住宅で生活する住民、在宅に避難し生活する住民という枠を超えた、被災地域全体を対象ととらえた地域福祉の観点から、仮設住宅におけるサポート体制の維持に加え、移転先地域でのサポート体制の確立や失われたコミュニティの再生など、自立した生活や地域づくりに結びつけていくための市町支援に移行していく必要がある。また、支援活動を行っていたボランティアが徐々に撤退している状況にあることから、市町とともに、その活動を地域での自立した活動にいかに移行していくか検討する必要がある。



2. 市町支援活動

(1) 経過・目的

市町の保健師等の従事する業務は、応急仮設住宅及び民間賃貸借上住宅に入居する住民の健康調査により確認された要フォロー者のフォローや心のケアへの対応を始めとする震災関連業務に加え、通常の保健業務を並行して行うなど、従事する業務は増加する傾向にあることから、人的な支援を行うことにより、保健師等の業務における負担軽減を図るとともに、精神的負担を軽減する必要があった。

(2) 取組内容

市町への人的な支援については、当所が単独で行った業務と北部保健福祉事務所等と連携を図りながら対応した業務の2つに大別される。業務に対する支援については、市町の意向を踏まえ適宜対応を行った。

当所が単独で行った業務については、東松島市の実施する乳幼児検診について、7回延べ8人の保健師を派遣することにより、市保健師の負担軽減を図った。

北部保健福祉事務所と連携（内陸部保健福祉事務所と沿岸部保健福祉事務所間でのカウンターパート方式）を図り対応した業務については、石巻市開成地区の応急仮設住宅のバリアフリー化に向けたフォローアップとして7回延べ7人の北部保健福祉事務所のリハビリテーション専門職員を派遣し、また、石巻市の実施する河北地区の乳幼児検診について、10回延べ17人（当所10人、北部保健福祉事務所7人）の保健師を派遣した。

このほか、県が一括して保健師を任期付きで採用して市町に派遣（石巻市1名、東松島市1名）し、健康調査の取りまとめや精神保健業務に従事した。

また、当所内においても、8月から翌年2月まで（7か月、実人員4人）新潟県から自治法派遣による保健師の応援を受け、石巻市のエリアミーティングにおける課題の整理や健康調査の取りまとめ等を行った。

(3) 今後の方向性・課題

市町の保健師等の従事する業務の量は、しばらくは増大した状態が続くことが見込まれることから、市町の意向を踏まえ、引き続き業務の負担軽減と精神的な負担を軽減する方策を実施していく必要がある。

1. 成人・高齢班

【栄養・食生活支援～食生活支援事業関係～】

(1) 経過・目的

震災により多くの方が応急仮設住宅で生活を送っているが、家族構成や住環境・生活環境の変化により、食事づくりの意欲がわからない、バランスのとれた食生活を送るのが難しい等の課題を踏まえ、県では、応急仮設住宅等の入居者が食に対する関心を回復し、栄養バランスのとれた食生活を推進するため、市町からの要請に基づき、栄養相談会や戸別相談などを行う団体に対して、補助金（平成 23 年度は管内 3 市町において延べ 6 事業者、平成 24 年度は 3 市町で延べ 4 事業者及び女川町で事業を実施）を交付し、被災者の食生活支援活動を実施した。食生活支援事業が各地区で円滑に実施されるよう、管内市町及び事業者に継続した支援を行う必要があった。

(2) 取組内容

健康支援事業のうち食生活支援事業を活用し、各市町の要請に基づき管理栄養士等による戸別訪問や栄養相談会の実施を支援した。また、市町と事業者が行う打合せに参加し、栄養相談会の状況を確認するとともに、市町の事業計画への助言などを行い、必要な情報提供や調整を実施した。さらに、今年度から試行的に実施した BDHQ（簡易型自記式食事歴法質問票）を活用した食生活状況の把握について、実施市町、事業者及び県本庁へ必要な情報提供や調整を実施した。

また、宮城県栄養士会からの要望により、管内市町が必要としている栄養・食生活に関する支援ニーズを把握し、宮城県栄養士会に情報提供を行った。

なお、管内市町及び事業者との情報交換会については、県全域での情報交換会により代替して行った。

(3) 今後の方向性・課題

食生活支援事業について、各市町の要望に応じて事業者が実施することとしており、コミュニティの形成、生活習慣病の予防、食の自立支援など、その目標も様々であり、事業の評価方法も各市町に委ねられている。

この事業は、平成 23 年度から 5 年間実施することとしており、平成 25 年度は事業の中間年度となることから、5 年間のこの事業による到達点などを再度確認するとともに、食生活支援事業終了後の被災者の食生活支援の方向性について、市町独自の事業により実施していくのか、通常の保健活動の中で実施していくのかなど、今後の活動のあり方について再検討していく必要がある。また、各市町と事業終了時の目指すべき姿の確認と各年度ごとの到達目標や評価方法等について検討していく必要がある。

【栄養・食生活支援関係～給食施設支援関係～】

(1) 経過・目的

東日本大震災により、石巻管内の給食施設は多大な被害を受け、食事提供に大きな支障をきたした。震災後、給食施設を対象に震災時の食事提供状況や平時における必要な備えに関する調査を行ったところ、各施設で災害時の食事提供に関する備えの見直しだけでなく、災害時に近隣給食施設で協力しあえる体制づくりが必要であるという多くの意見が寄せられた。

このため、平成 23 年度は 1 日 3 食を提供する給食施設の栄養士により、災害時の給食施設間の協力体制について検討を開始し、栄養士間の連絡体制を構築したが、平成 24 年度は栄養士間の情

報共有体制の整備について引き続き検討することとした。

(2) 取組内容

1日3食を提供する施設（病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等）の栄養士を対象として、災害時給食施設栄養士ネットワーク会議を2回開催し、栄養士間の連絡網の活用方法、給食施設間の共助の実施に向けた検討、兵庫県の給食施設協議会に関する情報提供及び災害時の情報共有に関するマニュアルについて検討を行った。

また、同会議で検討した連絡網の活用マニュアルの検証のために情報伝達訓練として、ファクシミリによる被災状況報告のとりまとめと各施設への情報還元、電子メールによる情報伝達訓練及び電話連絡網による情報伝達訓練を実施し、その評価を行った。

(3) 今後の方向性・課題

給食施設の相互支援については、施設管理者の理解が必要となるため、平成25年度は、栄養士以外の職種（事務長等）などを参集し共通の理解を得る場を設けるとともに、管内施設間での相互支援を考慮した場合の参集範囲（学校や保育所等の1日1食提供施設を含めるか等）についても検討する必要がある。

また、災害時給食施設栄養士ネットワーク会議の活動内容は、情報共有から進めることとなったが、その他の活動等についても、今後、メリット・デメリット等を整理した上で、相互支援の実施に向けた必要な情報収集等の継続や管内市町防災担当部署との連携方法などについて検討する必要がある。

【リハビリテーション支援関係】

(1) 経過・目的

石巻管内では、震災による住宅被害のため、約1万戸の応急仮設住宅が建設されている。震災直後の住み慣れたすまいから避難所に移動し、さらに避難所から応急仮設住宅等に移行し生活されている方が多い。管内の災害公営住宅の本格的な竣工は平成26年度以降であるが、早いものでは平成25年度に入居を開始する予定のものもある。高齢者や心身に障害のある方などは、特に新たな生活環境への適応が難しく、周囲とのコミュニケーションがうまくとれないことから、役割の欠如による心身機能の低下、外出機会の減少、人との交流機会が著しく少ないこと等が原因となり、日常生活活動に支障が生じている人もいる。

このため、震災による環境の変化とそれに伴う心身の状況に注視した課題を解消する取組が必要となった。

(2) 取組内容

応急仮設住宅のバリアフリー化等については、健康支援事業のうちリハビリテーション支援事業を活用し、各市町のニーズに基づき、リハビリテーション専門職による応急仮設住宅等の相談会や個別訪問を実施した。このうち、個別訪問については、応急仮設住宅入居直後に手すりの取付けや福祉用具を設置した世帯を重点的に訪問し、バリアフリー化後の生活のフォローアップを実施した。

生活不活発病対策については、石巻市が実施する応急仮設住宅生活不活発対策事業ゆいっこプロジェクトを関係機関と協働で実施し、市の取組を支援するとともに市町の支援者が支援実施時に活用できる運動の啓発パンフレット等を作成し、広く周知することにより生活機能低下対策について普及啓発を行った。

また、災害公営住宅の建設にあたっては、バリアフリーを始めとした応急仮設住宅建設時の教訓を踏まえ、高齢者や障害者の入居にあたって円滑な移行と入居後の安全かつ自立した暮らしの実現を図るため、管内市町の保健福祉部門、土木部門及び県関係機関が参加する復興住宅と福祉のまちづくり連絡会を開催し、災害公営住宅の建設とまちづくりについての研修会を開催するなど、部門

間における連携の必要性について周知した。

(3) 今後の方向性・課題

全ての被災者が応急仮設住宅等から退去し、災害公営住宅や自力再建した住宅等の恒久住宅に円滑に入居するためには、応急仮設住宅入居中に住民の心身機能の低下をできるだけ予防し、元気に恒久住宅の生活につなげる取組について検討を行う必要がある。また、災害公営住宅等入居後においても継続して安全かつ自立した生活を行っていただくために、災害公営住宅移行時の入居者の身体状況や動作状況の把握とそれに応じたバリアフリー化や人的支援を適切に提供する体制構築が求められることから、今後訪れる大量入居の時期を見据えた支援モデルの構築について検討する必要がある。

【被災者健康支援対策：歯科口腔保健支援事業】

(1) 経過・目的

応急仮設住宅等の入居者に対して集会所等を会場に、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、県では、市町の要請に基づき、歯科医師や歯科衛生士による歯科口腔保健指導、歯科口腔保健相談を実施する団体に補助金を交付しており、石巻管内では 3 市町が実施（平成 23 年度から石巻管内 3 市町は歯科医師会と連携し実施）している。

(2) 取組内容

市町が行う健康支援事業については、平成 23 年度と同様に事業の実施状況の把握を行った。また、県歯科医師会が単独事業として歯と口腔の健康セミナー、個別相談を実施（石巻市 23 回、東松島市 10 回、女川町 6 回）するなど、自主的な活動も見受けられるようになった。

(3) 今後の方向性・課題

相談事業などの実施については、歯科診療所の復旧により、かかりつけ歯科をもつ住民が増えてきており、参加者が少ない状況にあるため、歯科以外の健康相談やイベント等と組み合わせで実施するなど実施方法について検討する必要がある。

口腔ケアについては、全身健康に関連性があるため、通常の歯科保健対策に統合し、広く口腔への関心が高められる支援方法について検討する必要がある。

【サポートセンター支援】

(1) 経過・目的

平成 23 年度は、サポートセンター及びサブセンターの体制・運営状況等に関する定例会議等に参加するとともに、被災者生活の支援体制の状況と課題の把握を各関係機関で共有することにより、具体的な被災者支援活動の参考にするための聞き取り調査を行ってきた。平成 24 年度は、引き続き、定例会議等に参加するとともに、開設後 1 年を経過したサポートセンターにおける体制及び運営状況等の変化を中心に聞き取り調査等により情報収集を行った。

(2) 取組内容

サポートセンター定例会議等に継続して参加するとともに、平成 24 月 10 月から平成 25 年 2 月までの期間で聞き取り調査を行い、サポートセンター及びサブセンターでの体制・運営状況等を把握した。

昨年度、課題とされていた自治会の設立や集会所の活用については、各団地で状況に合わせた対応がなされており、認知症やアルコール等の健康課題がある住民についても状況を受け入れ落ち着いた対応がされている様子であった。一方、近所の生活音に対する苦情等、近隣住民の関係性から

生じる問題が顕在化してきた。

サポートセンターが開設されて約1年が経過し、各連絡会議等で市町や地域包括支援センターなどの関係機関の専門職と顔を合わせることで、サポートセンタースタッフが関係機関と連携を取りやすくなった。また、関係機関の協力による研修や日頃の活動とミーティングを通して支援方法を習得したことにより、訪問支援員が自信を持って活動し、その活動も安定してきている様子がうかがえた。このほか、地域支え合い事業や社会包摂「絆」再生事業を活用した訪問活動やサロン活動・お茶飲み会等の実施など地域コミュニティの再構築に向けた事業が行われている。その一方で、ボランティア活動については、撤退が進んでいる状況にあることが確認された。

収集された情報については、管内サポートセンターの活動状況として各市町に情報提供を行った。

(3) 今後の方向性・課題

復興住宅への転居も始まりつつあり、応急仮設住宅の状況もさらなる変化が見込まれることから、引き続き聞き取り調査や定例会議等で情報収集を行う必要がある。

サポートセンターの活動は応急仮設住宅のみならず、在宅被災者等へ支援範囲を広げており、把握された課題の対応も多岐にわたることが予想されるため、収集された課題等について所内及び関係機関等への情報提供を行い、対応能力を向上させる必要がある。

長引くことが予想される復興住宅への移行までの期間のサポート体制と地域づくり、移行後のコミュニティの再構築、被災にあわずに残された少数のコミュニティへの対応などの課題があり、市町の取組に対して支援が必要になるとともに、あわせて生活再建のスピードが異なる被災者への細やかな支援を求められるため、迅速な情報収集と提供、関係機関との連携を図る必要がある。

【被災者健康支援対策：健康調査】

(1) 経過・目的

被災時は、各市町で県内外の派遣保健師の協力により避難所、在宅の被災者及び応急仮設住宅入居者を対象に健康調査を実施し、実施に当たっては、コーディネーターとして派遣された保健師の業務の中で支援を行ってきた。

今回の災害では、民間賃貸借上住宅への入居者が多く、また入居先も県内各市町村にわたっていること、1階が浸水した自宅の2階で生活する多くの被災者が存在することなど想定外の課題もあった。こういった被災者に対する支援については、管内市町でも必要性を認識しながらも対応困難な状態が続いていたが、ようやく被災から10か月後の平成24年1月から県による民間賃貸借上住宅入居者の健康調査等の取組が開始された。

平成24年度は、変化する被災者の健康状況を把握したうえで、潜在する要フォロー者を発見し具体的な支援に結びつけることを目的として、県と応急仮設住宅を管理する市町と共同で平成24年9月から12月までの期間に、応急仮設住宅入居者を対象とした健康調査を実施した。当所管内では石巻市、東松島市が県と共同で実施し、石巻市からは実施準備と要フォロー者への対応について要請があり、所として支援を行った。

(2) 取組内容

応急仮設住宅健康調査実施に関する会議を開催し、県担当課からの実施に向けての説明と管内市町の実施意向等を確認した。その結果、平成24年度は、石巻市、東松島市が県と共同で、女川町が独自で実施することとなった。

石巻市から健康調査実施準備への支援要請があり、健康調査実施のための作業工程の確認、要フォロー者の基準及びフォロー体制の検討・確認等の打合せを行い、役割について整理を行った上で要フォロー者を選別するための作業を共同で実施し、健康調査のデータ整理、要フォロー者リスト作成を当所が行った。健康調査の結果、要フォロー者の状況確認の支援についても要望があったため、当所保健師が家庭訪問や電話確認で状況確認等を行い、石巻市へ結果報告を行うとともに、健

康調査の結果の概要について整理し、地区診断に活用できるよう、地区ごとのデータを提供した。

民間賃貸借上住宅については、平成 23 年度に引き続き、平成 24 年 12 月から平成 25 年 2 月までの期間で健康調査を実施しており、石巻市、東松島市から当所に応援要請があることから、平成 25 年度の実施に向けて調整を行っている。

(3) 今後の方向性・課題

今後、復興が進むことにより生活環境なども変化し、様々な環境の変化にあわせて発生する新たな課題への取組が必要となるとともに、対応についても多様な事業展開が求められることから、全ての支援を同様に実践するのではなく、地区ごとの特徴を踏まえて実施していく必要がある。そのため、効果的な調査結果の活用や事業実施について、情報交換の場を持つなどの支援が必要となる。

2. 母子・障害班

【心のケア（アルコール、グリーフケア、自殺対策等）】

(1) 経過・目的

平成 23 年度においては、震災直後から医療救護チーム（心のケアチーム）の派遣を受けて対応してきた心のケアについて、その派遣終了に伴い地域の精神保健福祉活動への移行を円滑に行うため、地域の関係機関との連携を図ることを目的として、連携会議を開催するなど体制整備に取り組んできたところであるが、心のケアについては、長期的な視点に立った取組が必要となる。今後は、被災直後の心のケア対策から平時の精神保健福祉活動への移行を目指し、関係機関が連携を図りながら地域のニーズや課題解決に向けて取り組めるようコーディネートすることに主眼をおいた支援者の心のケアを含む総合的な心のケア対策を継続して実施する必要がある。

(2) 取組内容

平成 24 年度は関係機関の連携強化、支援者支援、アルコール対策、グリーフケア対策、自殺対策に取り組んだ。

関係機関の連携強化については、管内の精神科医療機関等を参集した石巻地域精神保健医療福祉推進会議を 2 回開催した。会議においては、関係機関と意見交換を行い、地域の現状及び課題について情報共有を図った。また、アウトリーチを委託している震災こころのケア・ネットワークみやぎ（からこころステーション）やみやぎ心のケアセンター石巻地域センターと随時情報交換を行った。

支援者への支援については、管内市町担当者を参集した精神保健福祉担当者会議を 2 回開催し情報提供を行ったほか、石巻管内支援者研修会を開催し、支援者が気をつけなければならないセルフケアの方法等について周知した。

アルコール対策については、アルコール専門相談を 10 回、家族・本人のための教育プログラムとしてアルコールに関する基本的な知識について講義を行うアルコールセミナーを 8 回実施し、アルコールに関する理解を深めた。また、支援者向けのアルコール関連問題研修会を 3 回、一般診療科向けのアルコール対策研修会を 1 回開催し、対応する職員の質的な向上を図った。

グリーフケア対策については、民間団体の後方支援活動として、大切な人を亡くした方向けのチラシを配架して啓発に努めたほか、支援者向けのグリーフケア研修会を開催し、悲嘆を抱えた方への支援の仕方について学習するなど、対応する職員の質的な向上を図った。

自殺対策については、石巻地域自殺対策連携会議を 2 回開催し連携を図ったほか、石巻地域相談窓口一覧表を作成し、速やかに相談につなげられるよう相談者の利便性向上に努めた。また、理容業者向けにゲートキーパー養成講座を開催し、悩んでいる人を相談機関につなげられるよう協力者の育成を図ったほか、仙台いのちの電話と共催で支援者を対象にカウンセリング連続講座を開催し、聴く力の質的な向上を図った。

(3) 今後の方向性・課題

心のケアについては、長期的な視点に立った取組が必要であり、支援者がうつ状態になり休職者が増加している問題も発生していることから、支援者のバーンアウトを防ぐため、研修会の充実を図るなど支援者への支援について検討していく必要がある。また、応急仮設住宅から恒久住宅への移行時期となり、閉塞感や取り残され感などからアルコール問題が顕在化することが考えられるため、今まで以上に関係機関の連携を強化する必要がある。

基本的な考え方

- ・平成23年度事業の継続実施
- ・被災直後の心のケア対策から通常(平時)の精神保健福祉活動への移行
- ・関係機関が連携を図りながら地域のニーズや課題解決に向けて取り組めるよう、保健所は調整・コーディネート機関を務める。

	H24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被災者の生活	仮設住宅・自宅・民間賃貸住宅												
みやぎ心のケアセンター設立	基幹センター 開設(H23.12月1日～)												
	石巻地域センター開設(H24.4月1日～)												

課題	対策	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
PTSD,うつ病, 他精神疾患等 (個別ケース支援)	各種相談事業(精神保健福祉相談, アルコール相談, 引きこもり相談)の継続	→												
	随時の相談・訪問対応	→												
	アウトリーチ推進事業(震災対応型)	→												
	緊急ケース対応(精神保健福祉法23条, 24条, 25条)	→												
グリーフケア	個別ケア会議等の開催(随時)	→												
	グリーフケア対策として, 民間団体に開催している『分かち合いの会』の後方支援	→												
アルコール関連 問題対策	グリーフケア対策として, 支援者向け研修会の開催												→	
	本人・家族向け支援として, アルコール専門相談の実施	→												
	本人・家族向け支援として, 教育プログラム(セミナー)の継続実施	→												
	支援者向け研修会(市町保健師等相談スタッフ研修及びびかりつけ医等研修)の開催												→	
支援者の支援	啓発・普及活動として, 内科医等医療機関や警察等関係機関へチラシの配布	→												
	支援者の相談・支援	→												
市町支援	支援者向け研修会の開催						→							
	各市町における震災後の心のケア対策の支援	→												
関係機関との連携体制の強化	石巻地域精神保健医療福祉推進会議の開催					→							→	
	自殺予防対策として地域関係機関との連携体制づくりとして, 連携会議の開催					→						→		
	*新規 関係機関との連携を図るための実務者会議を開催			→							→			
自殺対策事業	*新規 ゲートキーパー育成研修会の開催												→	
	*新規 石巻地域相談窓口一覧表の作成											→		
	多重債務者無料相談における心の相談											→		
高次脳機能障害者支援事業	*新規 高次脳機能障害者研修会の開催										→			
	自主グループ支援	→												

【個別ケース支援（精神通報対応・精神保健福祉相談等）】

（１）経過・目的

平成 23 年度は、精神障害者に係る通報等の増加は見られず、むしろ例年よりも少ない通報件数（12 件）だったが、平成 24 年度は著しく増加し、今後は震災の影響による精神通報等の増加が見込まれるため、通報等があった場合に、迅速に対応する必要がある。

また、精神保健福祉相談についても、平成 23 年度は相談数が増えなかったものの、今後は心の問題を抱える人が増加することが予想されるため、適切な相談体制を確保する必要がある。

（２）取組内容

精神通報件数については、平成 24 年 5 月に急増した後も多めに推移し、最終的に 36 件となり、例年（約 20 件）を大幅に上回った。精神通報の内容としては、PTSD など震災の直接的影響があるものというよりは、被災により仮設住宅へ移転したことによる住環境、家族関係、地域コミュニティなどが変化したことで精神的に不安定となり問題行動を起こすなど二次的影響によるものが多く見られた。また、精神通報の増加に比例し自殺未遂者及び希死念慮のある者の通報も同様に増加した。精神通報後のフォローとしては、入院中からケア会議を開催して退院後の見守り体制を整え、退院後は生活が落ち着くまで訪問等を行った。

また、精神通報に至らないケースや精神通報後のフォローについても、警察を始めとした関係機関との連携を密に行い、家庭訪問や受診支援することによって、病状が悪化することを防ぐとともに、地域での生活支援に結びつけるなど、未然防止にも努めた。

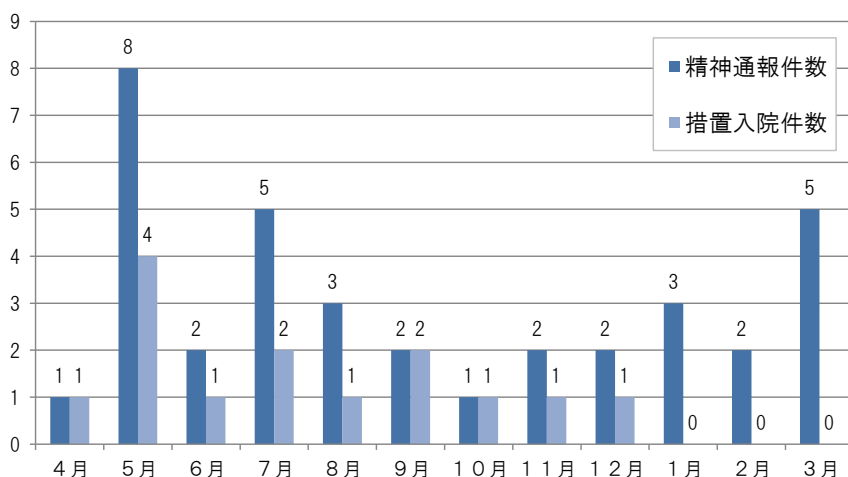
精神保健福祉相談については、17 回開催し、延べ 34 件の相談を受けた。内容としては、治療を要する精神疾患に関する相談の他、アルコールに関する相談や震災に起因する不眠・不安に対する相談も見受けられた。

なお、個別のケースについては、相談に加え訪問も行い、必要に応じてケア会議に参加するなど、関係機関に指導援助を行った。

（３）今後の方向性・課題

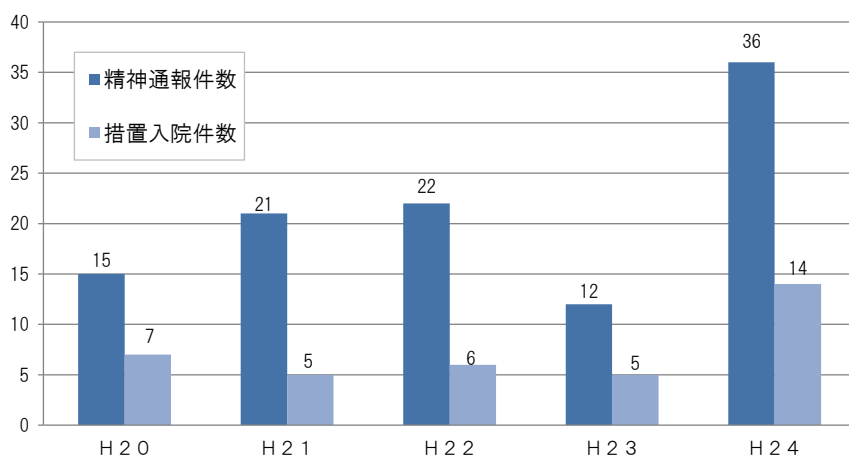
仮設住宅での生活から復興住宅での生活へと生活環境も変わり始め、新たな環境に対応することが難しい人が増加し、精神通報等も同様に増加していくことが見込まれることから、今後も警察等関係機関との連携を密にし、適切に対応するとともに、情報を共有することにより精神障害者の早期発見、早期受診につなげていく必要がある。

相談事業については、沿岸部において相談案件が潜在化していると思われることから、石巻総合支所（雄勝、北上、牡鹿）での相談回数を増加するなど、対応方法について検討する必要がある。



平成 24 年度月別精神通報及び措置入院件数

過去 5 年間の精神通報件数及び措置入院件数の推移



3. 疾病対策班

【感染症対策】

(1) 経過・目的

管内では東日本大震災により、多くの住民が応急仮設住宅等での生活をしいられるなど、環境変化による疲労蓄積で体力・免疫力が低下し、感染症に罹りやすくなることが懸念される。また、学校・保育施設では被災の影響を受け、定員を超える利用が長期化している施設もあり、限られた空間の中で、感染症がより蔓延しやすい環境が続いている。

このことから、平成 24 年度も引き続き感染症発生を早期に探知し、正しい知識や予防方法等を普及啓発することにより、感染症の発生防止を図るとともに、感染症発生時には、迅速・的確な対応を行うことにより拡大を防止する必要がある。

(2) 取組内容

感染症を予防するための普及啓発については、主に医療機関向けとして、石巻管内における感染



症の発生動向、全数報告による感染症情報や全国ニュースを掲載した石巻感染症情報を週1回発行し、当所ホームページにより周知した。また、応急仮設住宅に居住する被災者向けには、石巻管内で流行しやすい感染症の基礎知識や予防方法等について、視覚的に分かりやすいよう大きな挿絵を用いた感染症かわら版を月1回発行し感染症の発生防止に努めた。マスコミを活用した取組では、石巻FMでのHIV検査や流行している感染症情報に関する情報提供のほか、女川さいがいFMを利用してインフルエンザと感染性胃腸炎に関する情報を広く住民に周知した。

被災地の感染症対策を強化する取組としては、県事業の仮設住宅巡回指導事業を活用し、当所オリジナルキャラクターである「てあらいおん」を活用したハンドソープボトルを作成し、保育施設や小学校に配布し手洗いの励行を推進したほか、老人保健施設や認知症グループホーム施設の職員を対象に、感染性胃腸炎に伴う嘔吐物処理などについて研修会を開催した。また、特別養護老人ホームからの依頼に基づき出前講座も行った。

感染症発生時の対応については、被災者の背景や発生した施設の特性を勘案し、迅速かつ的確な調査や指導助言を行うことにより感染症の拡大防止を図るとともに、学校や保育施設においてインフルエンザが集団発生した場合は電話等により指導助言を行った。

このほか、肝炎・HIV対策として月2回検査を実施することにより、感染者の早期発見に努めた。また、緊急時の対応として病原性鳥インフルエンザ発生時に従事する関係者を対象に防護服の着脱訓練を行うとともに、新型インフルエンザ発生時等に従事する職員を対象にN95マスクの装着方法（フィットテストを含む）、個人防護具の着脱等について演習を行うなど、発生時における対応能力の向上を図った。

<全数報告（対応件数）>

2類（結核）	3類（細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌）	4類（レジオネラ症）	5類（HIV、梅毒、破傷風など）
41件（潜在性含む）	5件	5件	12件

<集団発生（施設調査・指導を実施した件数）>

感染性胃腸炎	インフルエンザ
7件（保育施設、高齢者施設、病院等）	3件（高齢者施設、障害者施設）

（3）今後の方向性・課題

今後も引き続き感染症発生を早期に探知し、速やかに住民、学校及び関係施設等に対し、正しい知識や予防方法等について普及啓発を行うことにより、感染防止及び拡大防止に努めていく必要がある。また、感染症発生時には迅速・的確な対応を行い、施設等の特性を踏まえた拡大防止を図っていく必要がある。

4. 生活保護担当

（1）経過・目的

震災による生活基盤の喪失や負傷・疾病などの理由により、要保護状態に陥った者又は陥るおそれのある者の発生が多数にのぼることが懸念されたことから、平成23年5月から女川町役場に生活保護面接相談員を配置するとともに、ケースワーカー及び就労支援員が様々な生活・就労相談に対応してきたが、義援金の消費により要保護状態に陥るおそれが高まっている状況にある。

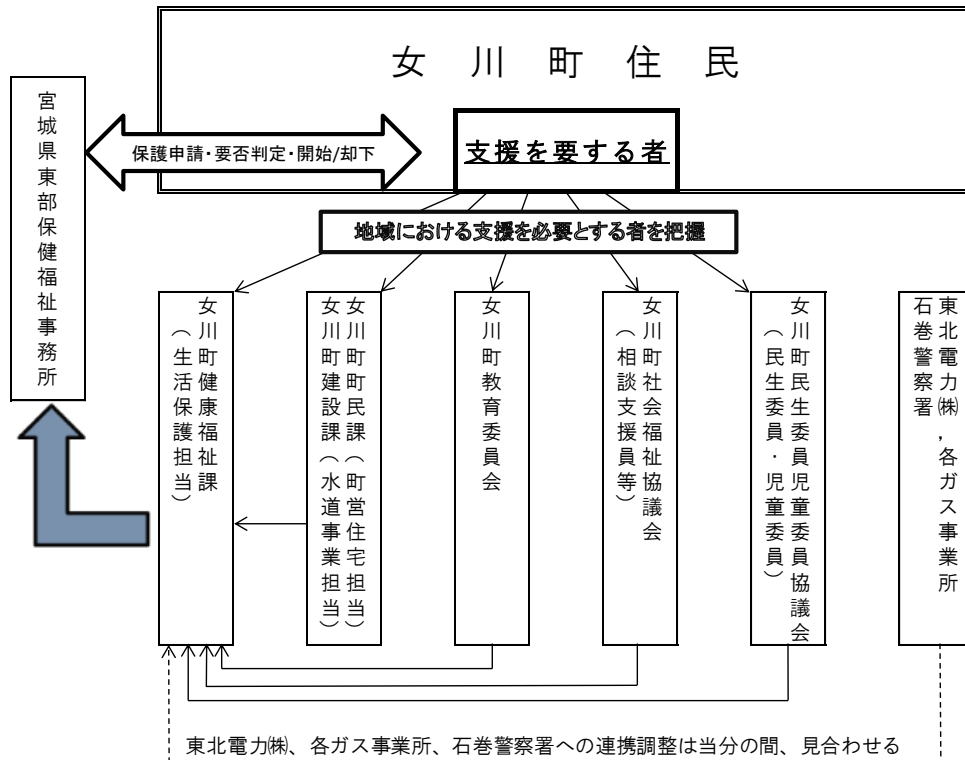
（2）取組内容

平成24年度も、ケースワーカーを中心に生活保護面接相談員及び就労支援員が、相談者に対し

適切な助言・指導を行ったほか、必要な保護を実施した。平成 24 年度の保護の相談件数は 78 件で預貯金等の減少による生活困窮に関するものが多く、申請に至った件数は 15 件（うち 11 件開始）で、相談と同様に預貯金等の減少による生活困窮を理由として開始したものが多くなっている。また、就労が可能な者に対しては、ハローワークと連携の上、就労支援を行い、平成 24 年度は 5 人が就労し、うち 2 人が保護停止、1 人が保護廃止となった。

さらに、積極的に要保護者を把握するために、女川町健康福祉課、水道事業担当課、町営住宅担当課、女川町教育委員会、女川町社会福祉協議会、女川町民生委員・児童委員協議会が、日頃の活動において要保護世帯を発見した際は、女川町健康福祉課を経由し、当所に速やかに連絡する連携体制を確立した。

要保護者の把握に係る関係機関との連携体制



(3) 今後の方向性・課題

今後も生活保護に対するニーズは高まっていくことが見込まれることから、相談者に対して生活保護面接相談員、就労支援員によるきめ細やかな指導・助言を継続するとともに、要保護者についても連携体制を活用し、要保護者の把握に努めていく必要がある。

また、電力事業所、ガス事業所、警察署などとの連携についても、各機関の活動状況を踏まえ検討していく必要がある。